



2022年5月17日

各 位

会社名 ステラケミファ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 橋本 亜希  
(コード番号：4109 東証プライム市場)  
問合せ先 執行役員総務部長 小池 みゆき  
(TEL. 06-4707-1511)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、2022年6月24日開催予定の第79期定時株主総会に、定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 提案の理由

##### (1) 事業目的の記載の変更

当社および子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条につきまして事業目的の一部を変更するものであります。

##### (2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月24日(予定)  
定款変更の効力発生日 2022年6月24日(予定)

以 上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
<p>第2条(目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) フッ化水素酸およびその塩類の製造、<u>輸入</u>ならびに販売</p> <p>(2) 蛍石およびその他鉱産物の<u>輸入</u></p> <p><u>(3) 酒石酸およびその塩類の製造ならびに販売</u></p> <p><u>(4) 工業薬品(毒劇物を含む)、医薬品、医薬部外品、化粧品および食品添加物の製造、輸入</u>ならびに販売</p> <p><u>(5) アルミニウムとその他金属との合金の製造</u>ならびに販売</p> <p><u>(6)～(7)</u> (条文省略) (新設)</p> <p>(8) (条文省略)</p> <p><u>(9) 産業廃棄物の収集、運搬業</u></p> <p><u>(10)～(14)</u> (条文省略)</p> <p><u>(15) 医薬品の製造販売に関する業務</u></p> <p><u>(16) 医療機器、情報通信機器の研究開発、製造販売および輸出入に関する業務</u></p> <p><u>(17) 医薬品、医薬部外品および医療機器の開発、製造ならびに販売に関するコンサルティング業務</u></p> <p><u>(18) 農産物の栽培および加工食品の製造ならびに販売業務</u></p> <p><u>(19) 農産物のプラントの研究開発、販売、斡旋およびコンサルティング業務</u></p> <p><u>(20) コンピュータシステムの研究開発、設計・製造および販売業務</u></p> <p><u>(21) 建築関連資材、蓄光を用いた製品の開発、製造、施工、加工、販売ならびに輸出入に関する業務</u></p> <p><u>(22) 化粧用具、美容器具の製造、販売および輸出入に関する業務</u></p> <p><u>(23) 保育に関する業務</u></p> <p><u>(24)</u> (条文省略)</p>	<p>第2条(目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) フッ化水素酸およびその塩類の製造、<u>輸出入</u>ならびに販売</p> <p>(2) 蛍石およびその他鉱産物の<u>輸出入</u>ならびに販売 (削除)</p> <p><u>(3) 工業薬品(毒劇物を含む)、医薬品、医薬部外品、医療機器、化粧品および食品添加物の製造、輸出入</u>ならびに販売</p> <p><u>(4) アルミニウムとその他金属との合金の製造、輸出入</u>ならびに販売</p> <p><u>(5)～(6)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(7) 化学分析その他各種分析、試験および検査ならびにこれらに関する調査の受託および技術指導</u></p> <p>(8) (現行どおり) (削除)</p> <p><u>(9)～(13)</u> (現行どおり) (削除) (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(14)</u> (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="108 152 775 232"><u>第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p data-bbox="151 248 783 521"><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="406 584 485 613">(新設)</p> <p data-bbox="406 1014 485 1043">(新設)</p>	<p data-bbox="1104 152 1182 181">(削除)</p> <p data-bbox="810 584 1158 613"><u>第14条（電子提供措置等）</u></p> <p data-bbox="866 629 1485 759"><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="815 775 1485 952">2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="810 1014 868 1043">附則</p> <p data-bbox="815 1059 1474 1236">1 <u>変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="815 1252 1485 1473">2 <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="815 1489 1474 1666">3 <u>本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上